

答 申 第 5 8 号  
平成20年 1 月29日

青森県知事 殿

青森県情報公開審査会  
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成19年 5 月31日付け青原立第122号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

放射線等に関する講演会の録音テープについての不開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

**第 1 審査会の結論**

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、「放射線等に関する講演会（2007年3月13日開催）の録音テープ（日本原燃と青森県との共催）」（以下「本件行政文書」という。）について、不開示としたことは、妥当である。

**第 2 諮問事案の概要**

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成19年3月13日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件行政文書について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「請求内容に係る行政文書を保有していない」として、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成19年3月14日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年5月16日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

**第 3 異議申立人の主張要旨**

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 行政が関与し、県民にとって重要な問題を含む講演会なので、それを記録する録音テープを保有していないとは考えられない。
- (2) 記録する録音テープを青森県民として聞きたく、青森県民の権利が侵害されたと思う。
- (3) 理由説明書に対する反論

ア 県の理由説明書によると、当該講演会は放射線等に関する知識の普及・啓もうを図るための説明会であり、議事録として保存する必要性は特にないので、当該講演会の内容について録音しなかった、とあるが、それは到底納得しえない。

(ア) 「放射線等に関する講演会」の次第には、「1 挨拶（青森県エネルギー総合対策局総括副参事）」、「2 講演（独立行政法人放射線医学総合研究所名誉研究員）」、「3 説明（日本原燃株式会社安全技術室放射線管理部長）」、「4 質疑応答」、「5 閉会」とある。講演者は推進側の御用学者である可能性を否定できず、説明者はまさに推進側そのものである。県民の安全性の確保を事業者に求めるべき青森県に求められるのは推進の立場ではなく、その中立性や慎重な態度にほかならないはずである。このようなバランスでは青森県の中立性は証明されない。

(イ) 県によるアンケートでは、青森県民の70パーセント以上が核燃サイクル施設に不安を感じ、再処理工場の稼動については多くの県民が今も反対している。県が自らの中立性やその責務を果たしていることを証明するためには記録するのが理に適う。記録が残されなければ主権者たる青森県民に申し開きができない。

特に、「質疑応答」は一般住民や青森県民等の意見が最も反映される貴重な、今後の県の責務に反映させるうえで最も大切に扱われてしかるべき場であったはずである。青森県は当該講演会を特定団体等を通して知らせ参加募集をし、新聞等で広く一般参加を広報したものではないものの、誰でも来場者が参加できるように設定した。その記録を残さないとすれば参加者の疑問も反対意見も封じられてしまう。青森県は「放射線等の知識と普及・啓もうを図る」と言うが、これは洗脳教育でもありうる。県の姿勢は大変一方的であり、極めて危険な状態であると言える。その公開性・透明性の質が問われる必要がある。

(ウ) 青森県の原子力施設の安全性を巡る状況は極めて厳しい。2007年7月16日、奇しくも歴史上初の原爆トリニティが炸裂したその日（7月16日）、柏崎原子力発

電所を想定外の地震が襲った。国は従来の原子力施設の耐震性指針の見直しをしたが、その新指針の想定をも上回る地震動が原子力発電所を襲っている。

青森県には六ヶ所核燃料サイクル施設、東通原子力発電所の他、大間原子力発電所計画、むつ中間貯蔵施設計画などがあり、今後それらの安全性についてすべて精査され見直しが必要とされる時を迎えるはずである。

この国は原子力発電所の稼働を30年以上にもわたって推進してきたが、その安全性の根幹となる地震想定分野で次々と研究が進み、当初安全と考えられていた想定が覆され続けている。

地震分野と同様、放射線の安全性に関する理解と研究も日進月歩で進んでいるので、当該講演者、説明者の安全性に関する知識も十分精査される必要がある。将来における責任性に鑑みても記録すべきは当然だ。

- (エ) 青森県はことに六ヶ所再処理工場の試運転の段階であり、今まで原子力発電所で使用済み核燃料の中に閉じ込めていた放射能の放出を容認している立場にある。その放射エネルギーは凄まじいものがある。

トリチウムは再処理が行われなかった平成17年度（2005年）に使用済み核燃料の受入・貯蔵に伴って放出された量の、気体では約353倍、液体では約35万倍が平成18年4月1日より平成18年度（2006年）1年間に放出された。クリプトン85は再処理工場本格操業時の33万ベクレルの約20分の1の量が放出され、その他にも炭素14、ヨウ素129、ヨウ素131、その他の放射性核種が大気中と海洋へ放出されている。

2006年秋の青森県議会での一議員の求めから、海洋への1回放出毎の排水量とトリチウム量が公表されるようになり、濃度が計算できるようになって、第2ステップではトリチウム濃度は11月18日最大となり、原子力発電所等に適用される許容限度の実に1400倍の濃度の廃液が放出された。同濃度の放射能放出が現在、一方では容認され、他方では容認されていない。この事態は放射線の安全性のとらえ方が法規制の上で一致せず矛盾していることを端的に示している。放射線の安全性を巡っては今後大きな議論の的になることは必至である。

国際的な趨勢をみても I C R P（国際放射線防護委員会）1990年勧告以後、1990年代の生物学の進歩により細胞レベルでの被曝研究が大いに進んでいる。

I C R PやUNSCEAR（国連原子放射線の影響に関する科学委員会）などはチェルノブイリやセラフィールド再処理工場周辺、原発労働者らにおきている健康被害を、「線量が低すぎる」と放射線被曝との因果関係を否定してきた。しかしながらセラフィールド近隣の子どもたちに過剰な白血病が現れていることは事実であり、再処理工場から海に放出されたプルトニウムを含む微粒子が子どもたちの住む海岸線一帯を汚染しているのも事実であるとして、この二つの事実の間に因果関係を認めている立場にあるのがE C R R（欧州放射線リスク委員会）である。

また、E C R R 2003年では、I C R P 1990年勧告は被曝線量を細胞ではなく組

織・臓器で平均してしまう誤りと同様に、個人の被曝も平均してしまう誤りをおかしていると指摘している。放射線により高い感受性を持つ亜集団は子どもであり、胎児であり、女性であり、公衆を一種類の均質なヒトの集団と見なすことはできないとしている。

このように、放射線の安全性の評価自体に大きく幅があり、安全と捉えていた評価が明日には危険と評価されうる。青森県は原子力発電所では決して流し得ない濃度の放射能廃液を再処理工場では流すことを容認している。しかし、原子力発電所では危険とされているのだから再処理工場からの放出は実は危険なはずだ。県は住民の命と生活を守る立場にあるものであり、誰もが納得出来る見解を示す必要がある。当該説明会は青森県の放射線に対する評価と見解を示す一端である。それゆえ、青森県は最大限の努力を以って当該記録テープを公開するよう努めるべきである。

再処理工場の本格稼働の中止ばかりでなく、アクティブ試験に係る安全協定書第15条第1項に準じた措置として、住民の安全の確保及び環境の保全を図るため、試運転の中止をも今は視野に入れたいといけないほど、事態は深刻であり、県の責任は事業者にも国にも勝るとも劣らぬほど重いはずである。

イ アウガにて開催された「放射線等に関する講演会」は日本原燃株式会社との共催である。そうであれば日本原燃株式会社が記録している可能性があり、県は日本原燃株式会社に共催者として録音のテープを求めることができるはずであり、記録テープを公開すべきである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

- 1 県では、県民に対して原子力施設についての情報提供や直接的な対話等を行うことによって、県民の幅広い知識の普及や理解促進を図ることとし、各種広聴広報活動を年間を通じ継続的に実施しており、その一環として、放射線等に関する知識の普及・啓もうを図るための説明会等を県内各地で開催している。
- 2 平成19年3月13日に開催した講演会の主な内容は、放射線に関する知見を有する専門家が配付資料等に基づき、参加者に対し、放射線等に関する基礎的な知識を説明したものであり、議事録として保存する必要性は特になく、録音はしていない。
- 3 以上、県は当該講演会の内容について録音していないことから、請求内容に係る行政

文書を保有していないため、本件処分を行ったところである。

- 4 異議申立人は、反論書において、「アウガにて開催された「放射線等に関する講演会」は日本原燃株式会社との共催である」と記載しているが、平成19年3月13日に開催した放射線等に関する講演会は、青森県の主催である。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

### 2 原子力に関する県の広聴広報活動について

- (1) 実施機関は、理由説明書において、「県では、県民に対して原子力施設についての情報提供や直接的な対話等を行うことによって、県民の幅広い知識の普及や理解促進を図ることとし、各種広聴広報活動を年間を通じ継続的に実施している」とし、当該広聴広報活動の一環として、「放射線等に関する知識の普及・啓もうを図るための説明会等を県内各地で開催している」としているところである。
- (2) このため、当審査会が実施機関に対し、当該広聴広報活動の内容や放射線等に関する知識の普及・啓もうを図るための説明会等の開催実績について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べているところである。

#### ア 平成18年度に実施した原子力に関する広聴広報活動の主な内容

原子燃料サイクル意見交換会（県内市町村、六ヶ所村、東海村、敦賀市等）、放射線等に関する説明会、マスメディアを利用した広報活動、各種パンフレットの作成、電気・エネルギー体験学習会（小学生及びその保護者を対象）、欧州におけるエネルギー・原子力調査

#### イ 平成16年度から平成18年度までの放射線等に関する知識の普及・啓もうを図るた

めの説明会等の開催実績

- (ア) 平成16年度は実施していないが、平成17年度は1回、平成18年度は17回実施している。
- (イ) 主な内容は、放射線に関する知見を有する専門家が配付資料等に基づき、参加者に対し、放射線等に関する基礎的な知識を説明したものである。
- (ウ) 各説明会等への参加者は、一部に流通関連事業者等があるものの、女性団体がほとんどとなっている。これは、当該説明会等は、放射線等に関する正しい知識の普及を図るとともに、県産品の消費、流通の安定化に寄与するため、県内各団体を対象として実施するものであり、消費生活者としての女性層の理解が重要であるとの認識から、女性団体を中心に開催してきたことによるものである。
- (エ) 各説明会等への参加人数は、多いもので150人、少ないもので10人余であるが、平均すれば50人程度と比較的小規模なものであると考えられる。

ウ 平成19年3月13日開催の放射線等に関する講演会（以下「本件講演会」という。）の概要

- (ア) 開催日時  
平成19年3月13日（火） 13時30分から15時30分まで
- (イ) 開催場所  
青森市男女共同参画プラザ（アウガ）5階AV多機能ホール
- (ウ) 主な内容
  - a 挨拶（県エネルギー総合対策局総括副参事）
  - b 講演
    - (a) 演題 「放射線と健康～暮らしに役立つ放射線～」
    - (b) 講師 独立行政法人放射線医学総合研究所名誉研究員
  - c 説明（日本原燃株式会社安全技術室放射線管理部長）
  - d 質疑応答
- (エ) 参加団体、参加人数  
青森市地域婦人団体連合会ほか、45人が参加
- (オ) 配付資料  
次第、アンケート用紙、講演資料、参考資料（「モニタリングつうしんあおもり」No.62・No.63（県環境生活部原子力安全対策課編集・発行）、「放射線ってなんだろう？」（日本原子力研究開発機構企画・監修））

### 3 本件行政文書の存否について

#### (1) 不存在の態様について

ア 実施機関は、理由説明書において、「本件講演会の主な内容は、放射線等に関する

る基礎的な知識を説明したものであり、議事録として保存する必要性は特になくことから、録音はしていない」としているところである。

イ そこで、当審査会が実施機関に対し、録画等録音以外の方法で本件講演会の模様を直接記録したものの有無、本件講演会の実施に当たり、又は実施後に作成・取得した行政文書の有無について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べているところである。

(ア) 本件講演会の模様を直接記録したものはない。

(イ) 本件講演会の実施に当たり、又は実施後に作成・取得した行政文書として、次のものがある。

a 講師に対する謝金・旅費、会場使用料の支出に係る文書

b 広報・安全等対策交付金に係る実績報告書（本件講演会は、国の広報・安全等対策交付金を充当して実施しているため、その支出に係る金額等について国に実績報告書を提出している。）

ウ また、当審査会が、原子力に関する広聴広報活動の実施に当たり、その記録を録音テープにより作成した例の有無等について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べているところである。

(ア) 県が平成18年度に実施した原子力に関する広聴広報活動の中では、「欧州におけるエネルギー・原子力調査」報告会の会議録を録音テープにより作成している。

(イ) 同報告会は、これまで欧州のエネルギー・原子力情勢についての調査を依頼した県内オピニオンリーダーを対象に開催したものであり、参加したオピニオンリーダーの意見等を今後の「欧州におけるエネルギー・原子力調査」等の参考とするため、録音テープを使用して会議録を作成することとしたものである。

エ さらに、当審査会が、本件講演会の内容については記録せず、「欧州におけるエネルギー・原子力調査」報告会については録音テープにより会議録を作成していることに関し、当該内容を記録するかどうかの両者の違いについて改めて説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べているところである。

(ア) 本件講演会は、県民の中には原子力や放射線に対して不安を抱いている方々もいることから、放射線に関する正しい知識の普及・啓もうを行う必要があるとの認識のもと実施しているものであり、その主な内容は、放射線に関する知見を有する専門家が配付資料等に基づき、参加者に対し、放射線等に関する基礎的な知識を説明することである。

(イ) このため、本件講演会は、参加者の意見を伺うことを主な目的としたものではなく、放射線等に関する理解促進という観点から実施しているものであり、本件講演会の内容を記録する必要性は特になく考える。

オ 加えて、本件講演会は、「放射線等に関する知識の普及・啓もうを図るための説明会等」として行われていることから、本件講演会以外の当該説明会等の次第について、実施機関に提出を求め、その内容を見分したところ、次の事実が認められる。

- (ア) 当該説明会等の内容は、講演、説明（県、日本原燃株式会社等）、意見交換（質疑応答）となっている。
- (イ) 当該説明会等は、講演の時間がその過半を占め、特に説明が行われない場合にあっては、ほとんどが講演の時間となっている。
- (ウ) 当該説明会等の講演は、県が委嘱した「放射線に関する正しい知識の普及・啓蒙に関する顧問」3名が講師として行っており、本件講演会の講師は、当該講演会等全18回のうち、10回を担当している。
- (エ) 本件講演会の内容は、その後、弘前市、むつ市、八戸市で連続して開催された当該説明会等の内容と、講師、講演テーマを含め同一のものとなっている。

カ 以上から、「放射線等に関する知識の普及・啓もうを図るための説明会等」として行われた本件講演会は、放射線に関し知見を有する専門家による、参加者への放射線等の基礎的な知識の説明が主な内容であり、放射線に関する知識の普及・啓もうを目的に、放射線等への理解促進を図る観点で開催されたものであって、本件講演会への参加者からの意見聴取を主眼としたものではないことが認められる。

また、本件講演会以外の当該説明会等の開催状況からしても、本件講演会がそれらの説明会等と異なった、特別の内容で行われたものであると認めることはできない。

これらのことからすると、例えば、欧州のエネルギー・原子力情勢について調査を行った者からの報告等を主眼とした「欧州におけるエネルギー・原子力調査」報告会とは異なり、実施機関が、本件講演会について、その模様を録音等の方法により直接記録する必要性がなかったと考えたことは、合理性がある。

- (2) 以上、実施機関の説明には、これを不合理とすべき点は存せず、また、「本件講演会の内容については、議事録として保存する必要性は特になく、録音していない」との実施機関の主張について、これを覆し、本件行政文書の存在を推認させるような特段の事情は認められない。したがって、実施機関は、本件行政文書について、これを保有していないと考えるのが相当である。

#### 4 結論

よって、実施機関は、本件行政文書を保有していないと認められるので、第1のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成19年5月31日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成19年6月18日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成19年6月28日 (第132回審査会)	・審査を行った。
平成19年7月26日 (第133回審査会)	・審査を行った。
平成19年8月21日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成19年8月30日 (第134回審査会)	・審査を行った。
平成19年9月11日	・実施機関からの意見書を受理した。
平成19年9月27日 (第135回審査会)	・審査を行った。
平成19年10月25日 (第136回審査会)	・審査を行った。
平成19年11月16日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成19年11月22日 (第137回審査会)	・審査を行った。
平成19年12月17日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。

平成19年12月26日 (第138回審査会)	・ 審査を行った。
平成20年 1 月24日 (第139回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏名	役職名等	備考
石岡 隆司	弁護士	会長
栗原由紀子	青森中央学院大学経営法学部講師	
紺屋 博昭	弘前大学人文学部准教授	
平井 卓	青森大学経営学部非常勤講師	会長職務代理者

（平成20年 1 月29日現在）